

# 建築工事内訳書標準書式（平成13年版） の整備について

## 国土交通省大臣官房官庁営繕部



### はじめに

官庁営繕部では、これまで「建築工事共通費積算基準」、「建築工事数量積算基準」および「建築工事標準歩掛り」等の統一・公開を進め積算の透明性、妥当性および合理性のより一層の確保を図ってきた。

「建築工事内訳書標準書式」（以下内訳書標準書式）は、建築工事積算基準等の統一・公開の一環として整備したもので、国土交通省（旧建設省）が平成12年9月に策定した「公共工事コスト縮減に関する新行動計画」における積算に係る施策「積算の合理化」の具体策の一つとしても、取り上げられている。

そこで、積算基準等の統一の観点から、公共建築工事を発注する官公庁や特殊法人等の共通の「内訳書標準書式」として整備すべく、平成12年度に検討を行ってきたので紹介する。



### 「内訳書標準書式」の現在に至る経緯

昭和25年ごろ「建設請負工事・工事費内訳明細書標準書式」が作成されたのがその初めてであり、その後官民合同の積算の研究機関である「建築工事積算研究会」において昭和52年ごろ「建築工事

内訳明細書標準書式」として名称改正された。さらに昭和55年ごろ「工種別内訳書標準書式」として策定され、平成4年11月改定までの間、数次の補正を経て現在に至っている。

この「建築積算研究会」を発展的に解消し、さらに「旧・内訳書標準書式」を廃刊し、国土交通省が（財）建築コスト管理システム研究所（以下建築コスト研）に設置した研究会の成果をもとに、公共建築工事の主要発注機関で構成された「公共建築工事積算研究会」で整合を図り、新たに「内訳書標準書式」を策定した。



### 「内訳書標準書式」の整備方針

- ① 「内訳書標準書式」は、積算資料等を標準化する観点から整備するもので、公共建築工事の主要発注機関で構成する「公共建築工事積算研究会」において整合を図った。
- ② 「内訳書標準書式」が、官民合意による資料であるという歴史的な経緯等を踏まえ、「内訳書標準書式」の整備に当たり、建築コスト研に「公共建築工事内訳書標準書式検討委員会」（委員長：長倉康彦都立大学名誉教授）を設置して関係各方面の意見も十分反映されたものとした。
- ③ 「内訳書標準書式」は、「建築数量積算基準」

とともに積算に用いる歩掛りや単価等と密接な関係にあることから、建築工事標準歩掛りや市場単価等に整合するものとした。

- ④ 科目名称や細目名称および構成は、原則として「建築工事共通仕様書」(平成13年版)との整合を図った。
- ⑤ 中科目別内訳書を設けて下記のことを考慮した。
  - i 内訳書の公表(入札後)の内容を明確にした。
  - ii 数量計算書との連動性や内訳書のチェックの容易さ等を考慮した。
  - iii 今後の建物の概算手法のために、データ収集の容易さ等を考慮した。
- ⑥ 1式計上の検討および単位の見直しを行った。
- ⑦ 「内訳書標準書式」は、標準的な事務庁舎の記載例として整備したが、実務上は、建物の用

途、規模、工事内容等により各科目や細目内訳書等の省略や修正などが必要である。



#### 各内訳書(記載例)の構成について

##### (1) 種目別内訳書

各種目の区分は、原則として特記仕様書の記載に従って各建物、各工作物等に区分する。建物の他に囲障、舗装、樹木、排水を記載した(表 1 参照)。

##### (2) 各種内訳書

各科目、各中科目および細目別内訳書の区分は、原則として建築工事共通仕様書(平成13年版)と整合させた(表 2~4 参照)。

##### (3) 別紙明細書

直接仮設の1式の細目内訳書について作成した。

表 1 建築工事内訳書標準書式

(種目別内訳書)

平成 年 月 日作成					
金 円					
(工事価格 金 円)					
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費					
I 庁 舎	構造, 規模 新築	1	式		
II 囲 障	新設	1	式		
III 舗 装	新設	1	式		
IV 樹 木	新設	1	式		
V 排 水	新設	1	式		
計					
共 通 費					
I 共通仮設費		1	式		
II 現場管理費		1	式		
III 一般管理費等		1	式		
計					
合計(工事価格)					
消費税等相当額		1	式		
総合計					

表 2 内訳書標準書式の科目名称等の対比表（建築工事編）

1. 建築工事内訳書標準書式 (平成4年版・建築積算研究会)	2. 建築工事共通仕様書 (平成13年版)	3. 新標準内訳書書式 (平成13年版)
1. 直接仮設	1. 一般共通事項	1. 直接仮設
2. 土工	2. 仮設	2. 土工
3. 地業	3. 土工	3. 地業
4. コンクリート	4. 地業	4. 鉄筋
5. 型枠	5. 鉄筋	5. コンクリート
6. 鉄筋	6. コンクリート(型枠含む)	6. 型枠
7. 鉄骨	7. 鉄骨	7. 鉄骨
8. 既製コンクリート	8. CB, ALC, 押し出しセメント	8. 既製コンクリート
9. 防水	9. 防水	9. 防水
10. 石	10. 石	10. 石
11. タイル	11. タイル	11. タイル
12. 木工	12. 木工	12. 木工
13. 金属	13. 屋根およびとい	13. 屋根およびとい
14. 左官	14. 金属	14. 金属
15. 木製建具	15. 左官	15. 左官
16. 金属製建具	16. 建具(木建, ガラス含む)	16. 建具(木建, ガラス含む)
17. ガラス	17. カーテンウォール	17. カーテンウォール
18. 塗装・吹き付け	18. 塗装	18. 塗装
19. 内外装	19. 内装	19. 内外装
20. 仕上ユニット	20. ユニットおよびその他	20. ユニットおよびその他
21. カーテンウォール	21. 排水	21. 囲障
22. その他	22. 舗装	22. 舗装
	23. 植栽	23. 樹木

表 3 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数 量	単 位	金 額	備 考
I 庁 舎					
1. 直接仮設	直接仮設	1	式		
計					
2. 土 工	土 工	1	式		
計					
3. 地 業	(1)地業	1	式		
	(2)既製コンクリート杭	1	式		
	(3)場所打ちコンクリート杭	1	式		
計					
4. 鉄 筋	(1)躯体	1	式		
	(2)外部仕上	1	式		
	(3)内部仕上	1	式		
計					
5. コンクリート	(1)躯体	1	式		
	(2)外部仕上	1	式		
	(3)内部仕上	1	式		
計					
6. 型 枠	(1)躯体	1	式		
	(2)外部仕上	1	式		
	(3)内部仕上	1	式		
計					

7. 鉄 骨	(1)本体鉄骨	1	式		
	(2)付帯鉄骨等	1	式		
	(3)耐火被覆	1	式		
計					
8. 既製コンクリート	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
9. 防 水	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
10. 石	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
11. タイル	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
12. 木 工	(1)部位別	1	式		
	(2)部材別	1	式		
計					
13. 屋根およびとい	屋根およびとい	1	式		
計					
14. 金 属	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
15. 左 官	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
16. 建 具	(1)アルミニウム製建具	1	式		
	(2)鋼製建具	1	式		
	(3)鋼製軽量建具	1	式		
	(4)ステンレス製建具	1	式		
	(5)木製建具	1	式		
	(6)自動扉開閉装置	1	式		
	(7)シャッター	1	式		
	(8)ガラス	1	式		
計					
17. カーテンウォール	(1)メタルカーテンウォール	1	式		
	(2)PC カーテンウォール	1	式		
計					
18. 塗 装	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
19. 内外装	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					
20. ユニットおよびその他	(1)外 部	1	式		
	(2)内 部	1	式		
計					

表 4 細目別内訳書(抜粋)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
19 内外装						
(1)外部						
天井繊維強化セメント板張り	厚さ, 工法		m <sup>2</sup>			
計						
(2)内部						
ビニル床タイル	仕様, 部位, 下地別		m <sup>2</sup>			
ゴム床タイル	仕様, 下地別		m <sup>2</sup>			
ビニル床シート	仕様, 部位, 下地別		m <sup>2</sup>			
カーペット敷き	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
合成樹脂塗床	仕様, 下地別		m <sup>2</sup>			
床フローリング張り	材種, 厚さ, 工法		m <sup>2</sup>			
床畳敷き	種別, 寸法		枚			
フリーアクセスフロア	仕様, 寸法		m <sup>2</sup>			
ビニル幅木張り	仕様, 高さ, 部位の別		m			
壁石こうボード張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
壁繊維強化セメント板張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
壁紙張り	仕様, 下地別		m <sup>2</sup>			
壁グラスウール吸音板張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
壁合成樹脂発泡材打込み	厚さ, 工法		m <sup>2</sup>			
耐火間仕切壁	仕様, 厚さ軽量鉄骨下地共		m <sup>2</sup>			
壁吹付け硬質ウレタンフォーム	仕様, 厚さ		m <sup>2</sup>			
天井石こうボード張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
天井化粧石こうボード張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
天井ロックウール化粧吸音板張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
天井繊維強化セメント板張り	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
システム天井	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
スラブ下合成樹脂発泡材打込み	仕様, 工法		m <sup>2</sup>			
計						

## 5

### 今後のスケジュール

「内訳書標準書式」は、「公共建築工事積算研究会」における検討・確認を経ており平成13年度から積算業務に使用する。また、今年度は共通仕様書を基に細目の考え方、記載方法を解説した「建築工事内訳書作成要領」の発刊を予定している。

## 6

### 建築設備工事の内訳書について

建築設備工事の内訳書については、平成7年度に「公共建築工事積算研究会」においてまとめられたものがあり、建築と同様に「建築設備工事共

通仕様書」(平成13年版)に整合させた「建築設備工事内訳書標準書式(平成13年版)」を整備した。

## 7

### おわりに

近年、社会経済状況・建築生産システムの変化、建築技術の進展、情報公開などが進む中、建築コストの重要性が再認識され、内訳書についても一層の透明性、妥当性、および合理性が必要となり各方面から書式の整備が強く求められていた。このたび官庁営繕部が関係各方面の協力を得て整備した「内訳書標準書式」が積算に携わる方々に幅広く活用され、適正な積算に資することを期待するとともに、利用者の声等も反映させ今後とも適切な整備を図ってまいりたい。

# 電気設備工事共通仕様書・ 電気設備工事標準図 (平成13年版)の改定について

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課



## はじめに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国民共有の公共施設として、親しみやすく、便利で安全な官庁施設の品質、性能を確保するために各種の基準類を整備しています。

これらのうち、電気設備工事仕様書(以下、「共通仕様書」という)および電気設備工事標準図(以下、「標準図」という)は、官庁営繕工事に使用する機器および材料、施工、試験、検査等の仕様の標準化を行い、設計図書を補完するものとして、官庁施設の電気設備工事契約の際の一般的な仕様書として作成されたもので、建築物の質的水準の確保のために制定されたものです。

共通仕様書は昭和24年、標準図は昭和50年に制定して以来、技術の進歩、社会的ニーズの変化などに合わせ適時改定を行ってきており、昭和52年以降は4年ごとに改定を行い、これまでは平成9年に改定された共通仕様書および標準図が使用されています。

本稿では、共通仕様書および標準図の位置付け、平成13年版の改定方針および改定概要を紹介します。



## 共通仕様書および標準図の位置付け

工事請負契約図書は、工事請負契約書とその契約書で定義された設計図書で構成され、公共工事標準請負契約約款によると、図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書が設計図書として定義されています。

工事契約において、共通仕様書を適用しようとする場合は、設計図書の仕様書に本書を適用する旨を記載する必要がある、このことにより、設計図書の中の仕様書として位置付けが与えられた場合に、契約図書に組み入れられることとなります。

共通仕様書は、共通的な機器仕様、工法のほか常識として理解されるべき事項を抽出し、これを主に文章の形で集約したものです。一方標準図は、共通仕様書を補完するために、文章では表現し難い機器構造、形状、工法などの説明図として整理し、必要に応じ図記号化して示したもので、共通仕様書と一体で使われるものです。

このように、共通仕様書および標準図は、営繕工事で一般的に使用される共通の事項を整理したもので工事のすべてを網羅したのではなく、営繕工事の統一的な基本事項と質的水準を定め、さ

らに設計，施工の省力化の一助にもなるよう一般事項，機材の品質，施工の技術基準，試験方法等について標準的な基準を示したものです。

このため，共通仕様書に記載のない事項（共通仕様書の記述内容の打消しを含む）は，特記仕様書または図面に記載して，工事ごとに必要に応じ，その適用，追加，変更，選択または削除等の運用を行う必要があります。

共通仕様書および標準図を使用するに当たっては，これらの位置付けを十分理解する必要があります。



### 3 主な改定方針

#### (1)国土交通省の施策の推進

- ・コスト縮減対策による「公共建築工事標準仕様書」との整合
- ・公共工事の品質確保への対応
- ・環境への配慮

#### (2)新しいニーズに対応した工法，材料，機器への対応

#### (3)最新の法令，規格，基準類との整合

#### (4)地方整備局，各省庁等，地方自治体の他，関連の工業会等からの意見の検討



### 4 改定概要

建築基準法，消防法その他の法令および規格類の改定に伴うもの以外での主な改定点は，以下のとおりです。

#### (1) 共通仕様書

##### 第1編 一般共通事項

- ・品質計画，品質管理に関する定義を行い，施工計画書等の内容の見直しを行った。
- ・建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の適用について内容を見直した。
- ・環境保全に有効な工法の提案を行いやすくするように内容を見直した。
- ・完成図の作成についてCADを追加した。

##### 第2編 電力設備工事

- ・電線類にEM電線を追加した。
- ・フロアダクトを削除した。
- ・プルボックス，盤類等の鋼板の処理について見直した。
- ・プルボックス，盤類等の鋼板厚さを「呼び厚さ」とし，材厚の±の許容差を考慮し，見直した。
- ・照明器具にHf16/22W，コンパクト形16W，32W等の蛍光灯を追加した。
- ・盤類に用いる電線にEM電線を追加した（受変電ほか共通）。
- ・分電盤についてJISと整合し，絶縁距離，母線の電流密度等を見直した。
- ・分電盤の器具類にリモコンブレーカ等を追加した。
- ・分電盤で用いる配線用遮断器の内容を見直した。
- ・盤類の表示灯は，発光ダイオードとした。
- ・低圧ケーブルの接続にボックス不要形差込形コネクタ等を追加した。
- ・高圧ケーブルの端末処理，接続に収縮チューブによる方法を追加した。
- ・位置ボックスを通信系と共用する場合の記述を追加した。

##### 第3編 受変電設備工事

- ・配電盤を構成する鋼板の表面見えがかり部分の塗装は，製造者標準とした。
- ・低圧気中遮断器を追加した。
- ・導電接続部の接続端子部に感熱表示ラベルを設ける記述を追加した。
- ・表示器に液晶表示器を追加した。
- ・変圧器盤，コンデンサ盤の構造一般は，特記がなければ，JISによるものとした。
- ・特別高圧のGISおよびC GISは，公称電圧66kV/77kVのものとした。
- ・環境への配慮から，SF6ガス使用機器の記述をできる限りなくした。
- ・高圧機器の変圧器に，高効率タイプの仕様を追加した。

#### 第4編 静止形電源設備工事

- ・太陽光発電装置を、本編より第5編発電設備工事へ移動した。
- ・交流無停電電源装置において、簡易形の定義を一部見直した。

#### 第5編 発電設備工事

- ・編の名称を「自家発電設備工事」から「発電設備工事」とした。
- ・各節を原動機ごとに分類しわかりやすく見直した。
- ・第4節に熱供給発電装置（コージェネレーション装置）を追加した。
- ・自然エネルギーを活用するため、第5節に太陽光発電装置を編入し、第6節に風力発電装置を追加した。

#### 第6編 通信・情報設備工事

- ・編全体の節、項目等の名称、構成等について見直しを図った。また、各節の一般事項に各装置の定義を追加した。
- ・電線類にEM電線を追加した。
- ・第3節「配線器具」の節を新たに設け、通信用プラグユニットの他に光コネクタ、BNCコネクタの仕様を追加した。
- ・通信用保安器の仕様を見直した。
- ・構内交換装置の電源装置仕様について見直した。
- ・第7節「情報表示装置」の節を新たに設け、従来の「情報表示装置」を「マルチサイン装置」に、「電気時計装置」を「時刻表示装置」に名称変更し、「出退表示装置」を含めて一つの節とした。
- ・マルチサイン装置にプラズマ式と液晶式の表示盤を追加した。
- ・映像・音響装置のプロジェクタ仕様を見直し、液晶形を標準とする仕様とした。
- ・デジタルVTR、MDレコーダ、DVDの仕様を追加した。
- ・バリアフリーに対応し、「誘導支援装置」の

節を追加した。

- ・「入退室管理装置」の節を追加した。
- ・非常放送装置と非常ベルを「非常警報装置」として同じ節に記述した。
- ・はんだ付け端子の記述を削除した。
- ・光ファイバケーブルの接続損失を見直した。

#### 第7編 中央監視制御設備工事

- ・監視制御装置の基本機能について見直した。
- ・監視制御装置の電源装置は、第4編の交流無停電電源装置の簡易形によるものとした。

#### (2) 標準図

##### 図示記号等

- ・JIS C 0303およびJIS C 0617との整合を図り見直した。

##### 電力関係

- ・蛍光灯照明器具の安定器に、連続調光タイプのものを追加した。
- ・Hf蛍光灯器具の機種を追加した。
- ・誘導灯を高輝度形のものとした。
- ・屋外灯を光害対策に対応したものとした。
- ・分電盤のガター寸法に、ニュートラルスイッチのないタイプのものを追加した。
- ・ケーブルラックの種類等について見直した。

##### 通信関係

- ・A形（はんだ付け）の端子を削除し、FおよびG形（ブロック端子等）の端子を追加した。
- ・テレビ共同受信機器類からBSのみに対応したものは削除した。

## 5 おわりに

今回紹介した改定概要の他にも、表現方法の見直しや細かい部分での材料・施工等に関する見直しなどが行われています。

なお、平成13年度以降に国土交通省の官庁営繕において発注される電気設備工事につきましては、原則として、平成13年版の共通仕様書および標準図が適用されることとなります。